

第 2 回

杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会

議題論点シート

(前回議論の確認用)

議題（４） 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について

関係規定 (現行)	杉並区情報公開条例第 6 条、杉並区個人情報保護条例第 18 条の 2
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 78 条
新条例への 規定の可否	<p>改正個人情報保護法第 78 条第 2 項によって、「行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例では開示しないこととされているもののうち情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして新条例で定めるもの」については、改正個人情報保護法施行後も独自に不開示情報として定めることができることとされている。</p> <p>また同じく改正個人情報保護法第 78 条第 2 項によって、改正個人情報保護法の不開示情報として定められていても情報公開条例において開示すべきとされているものについては、新条例で不開示情報から除くことができるとされている。</p> <p>なお、情報公開条例における不開示情報が実質的に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報に含まれている場合、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はない。</p> <p>(個人情報の保護に関する法律についての Q & A (行政機関等編) 5-4-1 (P12))</p>
課題	改正法第 78 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に定める自己情報開示請求における不開示情報の範囲について、情報公開条例と整合性を図るべきか検討する必要がある。
事務局案	<p>新条例に情報公開条例との整合性を図る規定は設けない。</p> <p>また、改正法との整合性を図るための情報公開条例の改正は行わない。</p>
事務局案の 考え方	<p>情報公開請求と自己情報開示請求では、制度趣旨が異なるため、非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じるものと認識しており、現行の情報公開条例、個人情報保護条例の間において非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じているものの、請求者等の権利利益の保護の観点から支障は生じていない。</p> <p>情報公開条例、改正法の間においても非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じることとなるが、それぞれの制度趣旨に鑑みると、非公開（不開示）情報の差異は妥当なものであり、改正法の施行による手続上の支障は生じず、請求者等に不利益を与えるものではないと考える。</p>
部会委員か らのご意見	<ul style="list-style-type: none"> 区で、情報公開条例と個人情報保護法の不開示情報の整理表のようなものを作り、これがこうだから整合はできているので大丈夫です、という説明がないと、事務局案の考え方に記載の内容だけだと、妥当性は判断しがたい。 情報公開条例は条例のまま、個人情報保護条例は法に一元化される。そこにギャップが出るため、確認作業を自治体でやらなければいけない。 <p><結論> 議題（４）は継続審議。事務局で不整合の有無等を整理した上で再審議する。</p>

議題（５） 個人情報登録簿の作成・公表について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第8条、第10条の2
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第75条第5項
新条例への 規定の可否	<p>地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない。</p> <p>（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）6-2（P41））</p>
課題	<p>改正法第75条第1項において、行政機関の長等に「個人情報ファイル簿」※1の作成・公表が義務付けられている。</p> <p>他方、現在区が管理している「個人情報登録簿」※2の作成は任意とされているところ、従来どおり作成をしていくべきか検討する必要がある。</p> <p>※1「個人情報ファイル簿」とは、保有する個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載した帳簿のことを指す。</p> <p>なお、「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物で、以下の形態がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成したもの。 ・保有個人情報をマニュアル（手作業）で容易に検索できるよう体系的に構成したもの。 <p>※2「個人情報登録簿」とは、杉並区個人情報保護条例第8条第1項に規定する項目を業務単位で記録した「個人情報登録票」を綴った簿冊のことを指す。</p> <p>「個人情報登録票」は、業務の名称、個人情報の収集目的、個人情報の記録の内容、対象となる個人の範囲、個人情報の収集方法、管理個人情報の記録形態を登録することとされている。</p>
事務局案	個人情報ファイル簿とは別に、これまでどおり「個人情報登録簿」の作成を行うこととし、作成及び公表（これまでは縦覧）について条例に規定する。
事務局案の 考え方	<p>「個人情報登録簿」は個人情報を収集する『業務』ごとに、業務の名称、収集目的等を記載し作成する帳簿である。</p> <p>他方、「個人情報ファイル簿」は、『個人情報ファイル』ごとに当該個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などを記載し作成するものであり、その性質を異にする。</p> <p>また、改正法では1,000人未満の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けられていないため、1,000人未満の規模で管理されている個人情</p>

	<p>報を網羅することができない。この点、「個人情報登録簿」は、個人情報を取り扱う業務を全て網羅することができる。</p> <p>個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも、引き続き、「個人情報登録簿」の管理運用を継続すべきものとする。</p>
<p>部会委員からのご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報登録簿も存続する方が 1,000 人未満の個人情報も管理できるので、個人情報保護の観点からはいい。ただ、行政効率化や、更新漏れや内容の不一致の防止の観点から、エクセルなどで一つのシートにデータを入れておけば両方に反映できるなどの工夫がされるとよい。 ・ 反対とまでは言わないが、効率化という意味では同じ情報が入っているものであれば、様式をもっと上手に作り変え解決する部分もある。例えば、登録簿もこの形に慣れているからというだけでこの形を維持するのではなく、ファイル簿の部分と杉並区独自の部分を何か一つのものにできたらよいと思う。 ・ 個人情報登録簿はこれまで審議会で審議していたが、そのプロセスそのものがなくなる。例えば、個人情報登録のチェックリストみたいな形にして、これまで審議会で確認していたようなことを、チェックリストで確認しましょうというやり方もある。 <p><結論></p> <p>概ね事務局案どおりとするが、個人情報登録簿の様式については、個人情報ファイル簿との記載項目の重複を避けるなど業務の効率化を図るべきである。また、審議会で個人情報登録簿の確認ができなくなるので、これに代わる確認の方法を検討されたい。</p>

※イメージ図（個人情報ファイル・個人情報ファイル簿、個人情報登録票・個人情報登録簿）
 <改正法に基づくイメージ>

個人情報ファイル			
No.	氏名	生年月日	住所
1	〇〇 〇〇	年 月 日	杉並区〇〇…
2	◆◆ ◆	年 月 日	杉並区◆◆…
3	▲▲ ▲▲	年 月 日	杉並区▲▲…
…	…	…	…

個人情報保護法に基づく改正個人情報保護法第60条第2項（記録簿等）

個人情報保護法（第17条） 個人情報データベース等（第17条）（個人情報データベース等）

項目	内容
個人情報データベースの名称	
行政機関の名称	
個人情報データベースが利用される目的	
個人情報データベースの保有目的	
記録項目	
記録方法	
記録簿の作成方法	
個人情報データベースが利用されることとなる場合	
記録簿の取扱い	
個人情報データベースの保有期間	(注) 〇
個人情報データベースの更新方法	(注) 〇
個人情報データベースの廃止方法	
個人情報データベースの管理方法	

※個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載

個人情報ファイル簿

<現行条例に基づくイメージ>

個人情報登録簿

個人情報登録票

「個人情報ファイル簿」の作成及び公表は、改正個人情報保護法第75条第1項により義務付けられることとなるが、地方公共団体が「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」（＝杉並区の場合、個人情報登録簿（票））の作成及び公表は、同法同条第5項により任意とされている。

【各定義条項】

- 「個人情報ファイル」 改正個人情報保護法第60条第2項
- 「個人情報ファイル簿」 " 第75条第1項
- 「個人情報登録簿」 杉並区個人情報保護条例第8条
- 「個人情報登録票」 杉並区個人情報保護条例施行規則第2条第1項

議題（６） 審議会への諮問に関する規定について

関係規定 (現行)	<p>杉並区個人情報保護条例第 7 条第 4 項、第 9 条第 2 項第 4 号、第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 14 条第 2 項第 4 号、第 15 条第 2 項第 3 号、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項第 2 号</p> <p>杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条</p> <p>杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第 6 条第 3 項</p> <p>杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例第 8 条第 3 項</p>
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 129 条
新条例への 規定の可否	<p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条）。</p> <p>「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>（中略）地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編） 9－4 （P70～71））</p> <p>※個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示している。</p>
課題	<p>個人情報保護委員会の示すガイドラインによると、これまで審議会に諮問を行ってきた案件の多くは「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に該当し、審議会への諮問を行うことができなくなる。また、現時点における個人情報保護委員会の見解によると、個別の案件について報告を行うことも許容されないことになる。改正法で許容される範囲において、個人情報の適正な取扱いのためどのような規定を設けることができるか検討する必要がある。</p>
事務局案	<p>・改正法第 129 条の規定に基づき、以下の事項について審議会の意見を聴くことができる旨を新条例に定める。</p>

	<p>①個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項</p> <p>②法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項</p> <p>※条例の実質的改正を行う場合等を想定（議題（3）の考え方で示した「区が保有する個人情報条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴くことができる規定」を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例以外の条例に定めている次の審議会への諮問規定は存置する。 <ul style="list-style-type: none"> ①情報公開・個人情報保護審議会条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項（第 2 条第 1 項第 1 号） イ 特定個人情報の取扱いに関する重要事項（第 2 条第 1 項第 1 号） ウ 区が管理する電子計算組織の管理運用に関する基本方針（第 2 条第 1 項第 2 号） ②住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 区民の基本的人権が侵害されると判断したときに講ずる、住民票記載事項の不適正利用に対する措置（第 6 条第 3 項） ③防犯カメラの設置及び利用に関する条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置等についての苦情の処理（第 8 条第 3 項）
<p>事務局案の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行ってきた審議会への類型的な諮問は許容されないことになるが、定型的な運用ルール等について専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保することで、個人情報の適正な取扱いに努めることとする。 ・なお、個別の案件に係る個人情報の取扱いに関する適否は、改正法第 166 条の規定に基づき、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めることとする。 ・他条例に規定された審議会への諮問に関する事項については、類型的な諮問ではないと判断できるため、このまま存置する。
<p>部会委員からのご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会の施行条例サンプルの第 13 条という見本の文があるが、ここは結構、保護委員会が警戒している部分だと思うので、なるべくは委員会が出しているサンプルをそんなにいじらずにやったほうが、波風が立たないかなと思う。 ・審議会の意見を聞くことが「できる」とあるが、区が聞きたければ聞くというスタンスなのか。定型的な運用ルールの設定であっても、一度も審議会に意見を聞くことなく、運用されることもあり得るということか。この案ではいつ諮問するのかわからないので、意見を述べる段階ではない。区が必要と判断するときのみ審議会に聞くということであれば、完全に反対である。 ・運用ルールも改正法施行に伴って結構変えなければいけない部分があると思う。その際には審議会に諮問するのが普通だと思う。 ・諮問すべき運用ルール、例えば目的外利用の承認基準や外部結合の際のチェックリストの変更とか、個別具体的に列挙してもらわないと、賛否は言えない。

- ・ 審議会の役割が縮小する代わりに、今以上に何をして個人情報保護しようと考えているのかが出てこない、外部者のチェックが働かなくなっても大丈夫といえるような答申じゃないとなかなか厳しい。
- ・ 現行の個人情報保護条例のうちこれとこれを残しますということはここに明示していただいて、それをこちらで審議するっていう必要があるのかなとは聞いていて思った。
- ・ 23区だけでなく、全国の自治体の情報をよく調査して整理していただきたい。

<結論>

議題（6）は継続審議。事務局で資料を再調整の上で再審議する。